最低制限価格等の算出における経費等の取扱い

令和5年4月1日市長決裁

1. 定義

この取扱いの中で、経費等とは、埼玉県の「最低制限価格等の算出における経費等の取扱い」(以下、「県取扱い」と言う。)「5. 取扱基準」で示すものを対象とする。

※一般管理費、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、機器単体費、製作原価など

2. 当取扱いの適用

最低制限価格及び調査基準価格の算出については、蓮田市建設工事最低制限価格制度実施要領(令和2年2月市長決裁)及び蓮田市低入札価格調査制度取扱試行要領(平成20年7月市長決裁)によるもののほか、「3.工事種別ごとの経費等の取扱い」の区分に従い算出するものとする。なお、算出に当たり円未満の端数が生じた場合は、切捨てとする。

※この区分は標準的なものであり、特殊な工事等これによりがたい場合は、決裁権者が定める区分によるものとする。

3. 工事種別ごとの経費等の取扱いの区分

各工事の種別ごとに適用される各経費等の取扱いの区分は、県取扱い「別表1(各経費等の取扱い区分)」のとおりとし、取扱いの基準は、県取扱い「5.取扱い基準」の各基準によるものとする。

※最低制限価格等を算定する際に適用するものであり、工事費の算出方法ではない。

4. 取扱い基準の公開

当取扱い基準は公表とする。